

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
第一隣保館清掃業務	平成30年4月2日	企業組合三重中高年 雇用福祉事業団	1,220,400	1,220,400	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年5月25日法律第68号)第5条の規定により、「国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実績に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する」ことが地方公共団体に求められるなか、企業組合三重中高年雇用福祉事業団は、高齢者の意識改革を図りつつ、自助、公助、共助の三助が結びついた豊かでたくましい高齢化社会の実現を目指し、共同の組織を設け、社会参加の場とすることを目的に設立された組織であり、これらの目的に加え、設立から現在に至るまでの取組みは、高年齢者の雇用の機会の創出と、就業の機会の確保を図るものであり、同福祉事業団を業者選定することで、高年齢者等の再就職の促進に寄与することを目的とするものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。)</p>	無	

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
第一隣保館エレベータ保守 管理業務	平成30年4月2日	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社 中部支社 三重支店	881,280	881,280	本業務の目的は、設備の機能維持に必要な点検と、故障の際の迅速な対応を委託し、利用者の安全を確保しようとするものである。業務目的を達成するためには、定期点検に加え、日常的な運行状態、並びに故障の前兆となる要因を遠隔監視することが求められる。当該遠隔監視システムを効果的に活用し、故障時の原因の究明及び迅速な機能回復を行い、製造、点検、故障対応などの一貫した責任を明確にするために、設備の開発業者である上記事業者を選定するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。)	無	

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
第二隣保館清掃業務	平成30年4月2日	企業組合三重中高年 雇用福祉事業団	1,533,600	1,533,600	本業務は、「市民の社会福祉の向上及び人権問題の解決を図るための拠点施設」として隣保館が機能するため、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」(昭和46年5月25日法律第68号)に定める目的(第1条)、および基本理念(第3条)に基づき、高齢者等の雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図り、高齢者等の福祉の向上を図り、もって社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係る「近隣地域住民における住民の生活の向上」に資することを目的とすることから、選定事業者は、高齢者の意識改革を図りつつ、自助、公助、共助の三助が結びついた豊かでたくましい高齢化社会の実現を目指し、共同の組織を設け、社会参加の場とすることを目的に設立された組織であり、かつ設立から現在に至るまでの取り組みは、地域の高齢者等の就業機会の提供を図り、本業務の目的と合致することから、企業組合三重中高年雇用福祉事業団を選定するものである。	無	

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
第二隣保館エレベータ保守管理業務	平成30年4月2日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	881,280	881,280	<p>本業務の目的は、設備の機能維持に必要な点検と、故障の際の迅速な対応を委託し、利用者の安全を確保しようとするものである。業務目的を達成するためには、定期点検に加え、日常的な運行状態、並びに故障の前兆となる要因を遠隔監視することが求められる。</p> <p>当該遠隔監視システムを効果的に活用し、故障時の原因の究明及び迅速な機能回復を行い、製造、点検、故障対応などの一貫した責任を明確にするために、設備の開発業者を選定するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。)</p>	無	

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
福祉医療費帳票発行作業電子計算システム業務委託	平成30年4月1日	株式会社松阪電子計算センター	6,049,182	6,049,182	福祉医療費帳票発行作業電子計算システムは、e-AD2汎用システムによって運用している。e-AD2汎用システムは、(株)松阪電子計算センターに運用・保守等が委託されていることから、福祉医療費助成管理についても同社でないと行うことができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。	有	
松阪市生活困窮者自立相談支援業務委託	平成30年4月1日	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会	26,800,000	26,800,000	専門的なスキルを持った人材を確保しており、普段の業務から既存団体との関わりや生活困窮者に関わる業務を実施している。 また平成27年度より生活困窮者自立支援事業を受託しており、任意事業とあわせて総合的な支援が可能となるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号の規定による。)	有	

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名)

地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
福祉医療費現物給付対応に伴う福祉医療費システム改修業務委託	平成30年4月20日	株式会社松阪電子計算センター	27,194,405	27,194,405	福祉医療費(障がい者、一人親家庭等、こども)システムは、平成22年2月からe-AD2による汎用システムの下での運用となっています。平成31年度から福祉医療費助成に現物給付及びこども医療費年齢拡大を導入するため、平成30年度中に福祉医療費システムを改修する必要があります。e-AD2による汎用システムは松阪電子計算センターに運用保守が委託されて稼働していることから、福祉医療費システムにおいても同社でないと運用することができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約を行う。	有	
こども医療費年齢拡大対応に伴うこども医療費システム改修業務委託	平成30年5月11日	株式会社松阪電子計算センター	4,199,223	4,199,223	福祉医療費(障がい者、一人親家庭等、こども)システムは、平成22年2月からe-AD2による汎用システムの下での運用となっています。平成31年度から福祉医療費助成に現物給付及びこども医療費年齢拡大を導入するため、平成30年度中に福祉医療費システムを改修する必要があります。e-AD2による汎用システムは松阪電子計算センターに運用保守が委託されて稼働していることから、福祉医療費システムにおいても同社でないと運用することができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約を行う。	無	